

## 第 6 章

# OBD 検査の運用に係る事項

6-1	障害発生時の対応について.....	83
6-2	車両 ECU から読み出される車台番号等の取扱い.....	93
6-3	Windows10 のサポート終了について.....	95
6-4	関係諸団体への周知.....	96
6-5	OBD 検査の適切な実施について.....	99

## 6-1 障害発生時の対応について

### ○OBD 検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について（令和 6 年 3 月 28 日付国自基第 221 号、国自整第 270 号）

発出元 物流・自動車局車両基準・国際課長  
自動車整備課長

発出先 各地方運輸局自動車技術安全部長  
沖縄総合事務局運輸部長  
独立行政法人自動車技術総合機構理事長（国自基第 221 号の 2、国自整第 270 号の 2）  
軽自動車検査協会理事長（国自基第 221 号の 2、国自整第 270 号の 2）  
一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長（国自基第 221 号の 2、国自整第 270 号の 2）

令和 6 年 10 月 1 日より開始となる OBD 検査の円滑な実施を図るため、(独)自動車技術総合機構が行う基準適合性審査業務、軽自動車検査協会が行う検査業務及び指定自動車整備事業者が行う完成検査において、OBD 検査用サーバーの障害又は通信障害若しくは電力障害により OBD 検査用サーバーに接続して OBD 検査を実施することができない場合の特例的な措置を別添のとおり「OBD 検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領」に定めたので了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長、(独)自動車技術総合機構理事長及び軽自動車検査協会理事長あて別添のとおり通知したので申し添える。

#### OBD 検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領

##### 1. 用語の定義

この要領の用語は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号。以下「法」という。）、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号。以下「細目告示」という。）に定めるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「OBD 検査」とは、細目告示別添 124「継続検査等に用いる車載式故障診断装置の技術基準」に定める基準への適合性を判定することをいう。
- (2) 「OBD 検査用サーバー」とは、(独)自動車技術総合機構（以下「機構」という。）が法第 74 条の 3 の審査用技術情報管理事務の実施のために管理する電子情報処理組織をいう。
- (3) 「特例措置」とは、2-1 に規定する事象が発生した場合において、4. に定める方法により OBD 検査を行うことをいう。
- (4) 「OBD 検査ポータル」とは、OBD 検査に関する情報を掲載する機構のウェブサイトをいう。

##### 2. 特例措置の対象

###### 2-1. 特例措置を適用する事象

本要領に定める特例措置は、OBd 検査実施時のみを対象とし、以下に掲げるいずれかの事象が発生した場合に適用する。

- (1) OBd 検査用サーバーの障害の発生を原因として OBd 検査用サーバーに接続できない事象 (OBd 検査結果参照システムのみ利用できない場合を除く。以下「サーバー障害」という。)
- (2) 通信障害又は電力障害の発生を原因として OBd 検査用サーバーに接続できない事象 (以下「通信・電力障害」という。)
- (3) OBd 検査用サーバーのアップデートなど指定自動車整備事業者の責に帰すべきでない事由により OBd 検査用サーバーに接続できない (OBd 検査結果参照システムのみ利用できない場合を除く。) と機構が認める事象

## 2-2. 特例措置が適用されない事象の例

本要領に定める特例措置は、以下に掲げる場合には適用しない。

- (1) 指定自動車整備事業者が保有する機器の障害を原因として OBd 検査用サーバーに接続できない事象
- (2) OBd 確認を実施しようとして OBd 検査用サーバーに接続できない事象
- (3) 検査用スキャンツール又は自動車の車載式故障診断装置の不具合により OBd 検査を実施できない事象

## 3. 特例措置の適用

### 3-1. サーバー障害

サーバー障害に伴う特例措置は、3-1-1に定める時点から3-1-2に定める時点までの間、OBd 検査を行う場合に限り適用することができる。

#### 3-1-1. 特例措置の開始時点

特例措置の開始時点は、機構がサーバー障害の発生を認定した時点とする。

#### 3-1-2. 特例措置の終了時点

特例措置の終了時点は、機構がサーバー障害からの復旧を認定した時点が含まれる日が終了する時点とする。

#### 3-1-3. サーバー障害の発生の認定

機構は、OBd 検査用サーバーからの警報、地方運輸局等又は機構若しくは軽自動車検査協会の検査事務所からの連絡、OBd 検査用サーバーの管理を委託する事業者からの連絡、複数の整備事業者又は自動車整備振興会からコールセンターへの連絡その他の手段により OBd 検査用サーバー障害の発生又はその疑いを確認した場合には、速やかに、サーバー障害の発生の認定について検討するものとする。この場合において、1時間以内に認定の可否を判断できない場合には、機構は、サーバー障害の発生を認定するものとする。

#### 3-1-4. サーバー障害の発生の認定の公表

機構は、サーバー障害の発生を認定した場合には、速やかに OBd 検査ポータルに以下の情報を掲載するものとする。

- (1) サーバー障害が発生している旨
- (2) サーバー障害の影響 (使用できないシステム、アプリの範囲等)
- (3) サーバー障害発生の日時 (特定できない場合にはその旨)

(4) サーバー障害の発生を認定した日時

(5) 対応状況及び復旧見込み

#### 3-1-5. サーバー障害からの復旧の認定

機構は、サーバー障害から復旧したと判断した場合には、サーバー障害からの復旧を認定するものとする。

#### 3-1-6. サーバー障害からの復旧の認定の公表

機構は、サーバー障害からの復旧の認定をした場合には、速やかに OBD 検査ポータルに以下の情報を掲載するものとする。

(1) サーバー障害から復旧した旨

(2) サーバー障害の影響（使用できないシステム、アプリの範囲等）

(3) サーバー障害発生期間（特定できない場合にはその旨）

(4) サーバー障害からの復旧を認定した日時

(5) 特例措置が適用される期間

#### 3-1-7. 国土交通省等への報告

機構は、3-1-4 又は 3-1-6 の公表を行ったときは、遅滞なく、国土交通本省、地方運輸局、沖縄総合事務局及び軽自動車検査協会並びに関係団体に対してその旨を報告するものとする。

### 3-2. 通信・電力障害

特例措置は、3-2-1 に定める時点から 3-2-2 に定める時点までの間、通信・電力障害が発生している又は発生した地域において OBD 検査を行う場合に限り適用することができる。

#### 3-2-1. 特例措置の開始時点

特例措置の開始時点は、機構が通信・電力障害の発生を認定した時点とする。

#### 3-2-2. 特例措置の終了時点

特例措置の終了時点は、機構が通信・電力障害からの復旧を認定した時点が含まれる日が終了する時点とする。

#### 3-2-3. 通信・電力障害の発生の認定

機構は、地方検査部等、地方運輸局等又は機構若しくは軽自動車検査協会の検査事務所からの連絡、OBD 検査コールセンターへの問い合わせ等により、通信・電力障害に関する情報を入手した場合には、通信会社又は電力会社のウェブサイトにて当該障害に係る情報を確認したことをもって、当該障害の発生（障害発生の地域の限定を含む。）を認定するものとする。この場合において、機構は、通信・電力障害の発生地域を厳密に特定することが困難である場合には、現に障害が発生している地域よりも広い地域を対象として通信・電力障害の発生を認定して差し支えない。

#### 3-2-4. 通信・電力障害の発生の認定の公表

機構は、通信・電力障害の発生を認定した場合には、速やかに OBD 検査ポータルに以下の情報を掲載するものとする。

(1) 通信・電力障害が発生している旨

(2) 通信・電力障害が発生している又はその疑いがある地域

(3) 通信・電力障害に係る通信会社又は電力会社のウェブサイトのリンク

(4) 通信・電力障害発生の日時（特定できる場合に限る）

(5) 通信・電力障害の発生を認定した日時

### 3-2-5. 通信・電力障害からの復旧の認定

機構は、通信・電力障害から復旧したと判断した場合には、通信・電力障害からの復旧を認定するものとする。

### 3-2-6. 通信・電力障害からの復旧の認定の公表

機構は、通信・電力障害からの復旧の認定をした場合には、速やかに OBD 検査ポータルに以下の情報を掲載するものとする。

- (1) 通信・電力障害から復旧した旨
- (2) 通信・電力障害が発生した又はその疑いがあった地域
- (3) 通信・電力障害発生期間（特定できない場合にはその旨）
- (4) 通信・電力障害からの復旧を認定した日時
- (5) 特例措置が適用される期間

### 3-2-7. 通信・電力障害の発生に関する情報提供

運輸支局、自動車検査登録事務所、運輸監理部、陸運事務所及び運輸事務所（以下「運輸支局等」という。）は、関係団体等からの情報、各種メディアの情報等により管轄地域における通信・電力障害の発生又はその疑いを確認した場合には、当該運輸支局等を管轄する地方運輸局又は沖縄総合事務局（以下「運輸局等」という。）の担当課へ速やかに障害の内容を連絡するものとする。

当該情報を入手した運輸局等担当課は速やかに国土交通本省及び機構 OBD 情報・技術センターへ当該情報を報告するものとする。

### 3-2-8. 国土交通省等への報告

機構は、3-2-4 又は 3-2-6 の公表を行ったときは、遅滞なく、国土交通本省、地方運輸局、沖縄総合事務局及び軽自動車検査協会並びに関係団体に対してその旨を報告するものとする。

### 3-2-9. 指定自動車整備工場による通信・電力障害の発生の判断

指定自動車整備工場は、その事業場において通信・電力障害が発生して OBD 検査用サーバーに接続できない状態を確認した場合であって、機構が 3-2-6 の公表を行っていないときは、3-2-1 から 3-2-8 までの規定にかかわらず、以下の①～④の手順により特例措置を適用することができる。

- ① OBD 検査用サーバーの障害が発生していないことを OBD 検査ポータル等で確認する。
- ② 当該障害に係る通信会社又は電力会社の HP を確認し又は電話等で問い合わせることにより通信・電力障害の発生又はその疑いを確認する。
- ③ ②の確認の結果、通信・電力障害の発生を確認し、かつ、OBD 検査用サーバーに接続する代替手段がない場合にあっては、当該指定自動車整備工場の判断により 4. の特例措置を適用することができる。この場合において、当該特例措置は、通信・電力障害が発生した当該日が終了する時点まで適用することができる。
- ④ 特例措置を適用した当該指定自動車整備工場は、通信・電力障害が発生したことを確認できる記録（別紙様式例を参照）（通信会社・電力会社のホームページの写し、これらの会社への問い合わせ履歴等）、特例措置を適用した日時を 2 年間保存しなければならない。

### 3-3. 特定事象

特例措置は、3-3-1 に定める時点から 3-3-2 に定める時点までの間、OBD 検査を行う場合に限り適用することができる。

#### 3-3-1. 特例措置の開始時点

特例措置の開始時点は、以下の(1)又は(2)のいずれかとする。

- (1) OBD 検査用サーバーのアップデート等によりシステムを使用できなくなるため特例措置を適用可能な期間として、機構が OBD 検査ポータルに掲載した当該期間の開始時点。
- (2) その他指定自動車整備事業者の責に帰すべきでない事由により OBD 検査を実施することができない事象の発生を機構が認めた時点。

#### 3-3-2. 特例措置の終了時点

特例措置の終了時点は、3-3-1 (1) 又は (2) の別に応じ、それぞれ以下の(1)又は(2)のとおりとする。

- (1) 3-3-1 (1) の機構が定める期間の終了日時
- (2) 3-3-1 (2) の事象の終了を機構が認めた時点

## 4. 特例措置

### 4-1. 特例措置の内容

本要領の 3. に定めるところにより特例措置を適用する場合には、細目告示別添 124 の 4. の「独立行政法人自動車技術総合機構が指定する方法により、継続検査用 OBD の必要な情報を読み出した結果、次の表の左欄に掲げる装置の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件に該当するものは、本技術基準に適合しないものとする。」とあるのは、異常を示すテルテールが点灯又は点滅していないことにより、同表の右欄に掲げる不適合要件には該当しないものと解し、同別添に定める技術基準に適合するものとして取り扱って差し支えない。

### 4-2. 特例措置を適用した場合の指定整備記録簿の記載等

特例措置を適用し、完成検査を実施した場合における指定整備記録簿の記載等は以下のとおりとする。

- 「OBD検査結果」欄の「良」に○印を記載するとともに、「走行テスト等の方法と結果」欄にテルテール点灯状況（点灯又は点滅していないこと）の確認結果を記載すること。

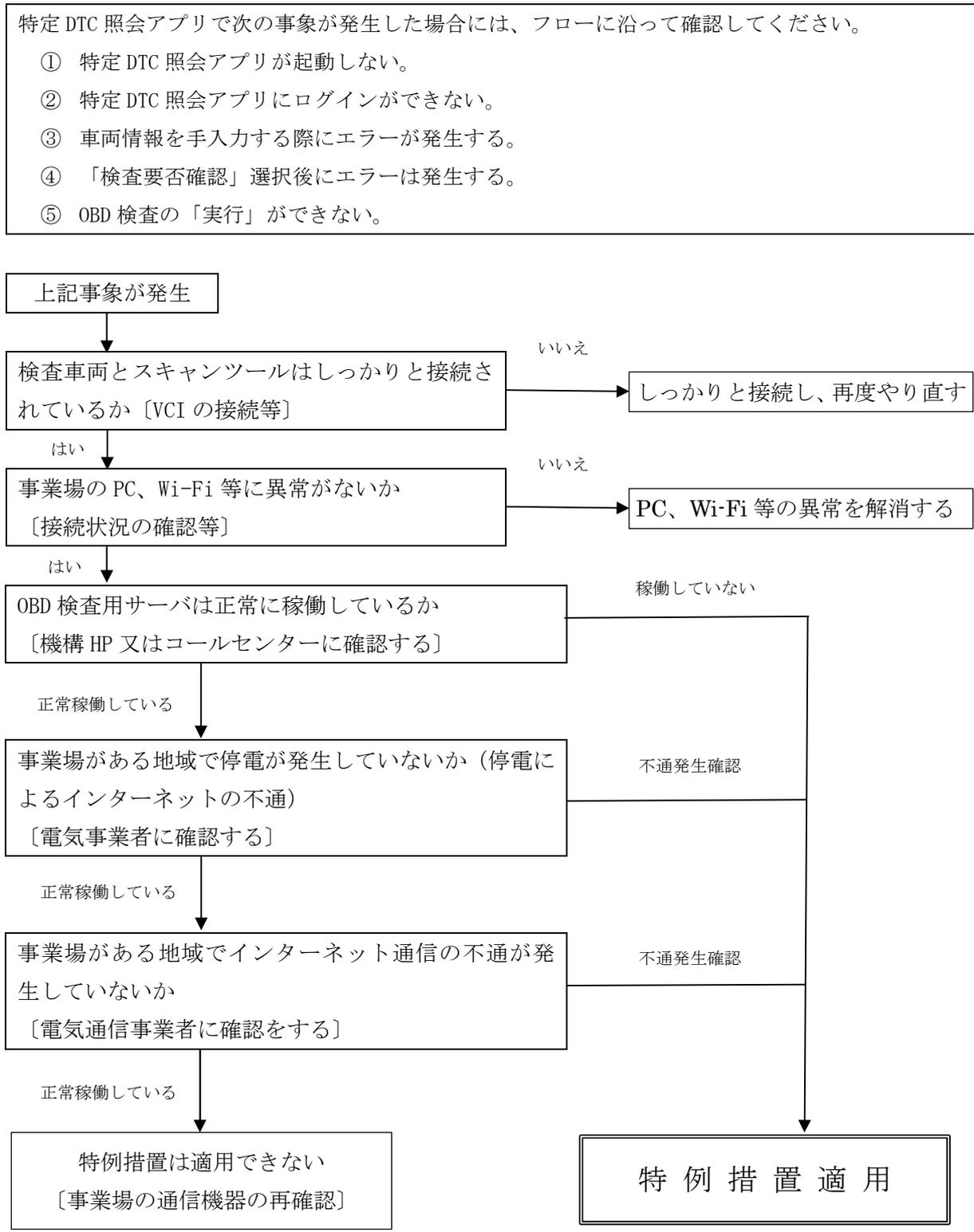
【記載例】：「走行テスト等の方法と結果」欄  
OBD検査特例適用  
確認日：令和●年●月●日 ○○時○○分 テルテール点灯・点滅なし

- テルテールの点灯状況について写真又は動画で記録すること。この際、撮影日時がわかるもの（時計等）を当該写真又は動画内にあわせて記録しておくこと。

附 則（令和 6 年 3 月 28 日付け国自基第 221 号、国自整第 270 号）

この通達は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

(参考) 特例措置適用判断の流れ



別紙（様式例）

## 通信・電力障害発生時の確認記録

作成日：令和●年●月●日  
●●自動車整備工場

- 通信・電力障害の発生を認識した日時  
（記載例）
  - ・令和●年●月●日 ●時●分
  
- 通信・電力障害の確認方法  
（記載例）
  - ・通信会社（●●株式会社）のホームページより確認
  - ・電力会社（●●株式会社）のコールセンターに確認
  
- 通信・電力障害の発生を確認した日時  
（記載例）
  - ・令和●年●月●日 ●時●分
  
- 通信・電力障害の発生を確認した担当者名  
（記載例）
  - ・国土 太郎 （自社自動車検査員）
  - ・交通 次郎 （自社事務員）
  
- 通信会社・電力会社のホームページの写し（あれば添付）

## ○特定 DTC 照会アプリのアップデート時にエラーが発生した場合の取扱細則について（令和 6 年 7 月 30 日付国自整第 98 号）

発出元 物流・自動車局自動車整備課長  
発出先 各地方運輸局自動車技術安全部長  
沖縄総合事務局運輸部長  
独立行政法人自動車技術総合機構理事長（国自整第 98 号の 2）  
軽自動車検査協会理事長（国自整第 98 号の 2）  
一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長（国自整第 98 号の 2）

（独）自動車技術総合機構 OBD 情報・技術センターでは、特定 DTC 照会アプリの機能改善等のため、定期的に当該アプリのアップデートを行っている。このアップデートは、特定 DTC 照会アプリを使用しようとする際に自動的に行われるが、一部の端末においてエラーが発生し、アップデートできなかった事案が報告されている。

このような場合には、通常、OBD 情報・技術センターが設置する OBD 検査コールセンターに問い合わせ、同センターのガイダンスに従ってエラーの解消手順（例：特定 DTC 照会アプリを一度アンインストールして再度インストールする）を行うことにより、OBD 検査を実施できるようになるが、それまでの間は OBD 検査を実施できず、保安基準適合証を交付できないことは、指定自動車整備事業者にとって大きな負担となる。

これらの事情に鑑み、今般、「OBD 検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について」（令和 6 年 3 月 28 日国自基第 221 号、国自整第 270 号）の規定に基づき、同通達 2-1（3）の事象に該当する特定 DTC 照会アプリのアップデート時のエラーが発生した場合の取扱いを別添のとおり「特定 DTC 照会アプリのアップデート時にエラーが発生した場合の取扱細則」に定めたので、了知されるとともに、遺漏なきよう取り扱われたい。

また、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会会長、（独）自動車技術総合機構理事長及び軽自動車検査協会理事長あて別添のとおり通知したので申し添える。

別添

### 特定 DTC 照会アプリのアップデート時にエラーが発生した場合の取扱細則

#### 1. 用語の定義

この細則の用語は、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）及び「OBD 検査用サーバーに接続できない場合の特例措置の実施要領について」（令和 6 年 3 月 28 日国自基第 221 号、国自整第 270 号。以下「実施要領」という。）に定めるほか、次の各号に定めるところによる。

（1）「アップデート」とは、（独）自動車技術総合機構（以下「機構」という。）が行う特定 DTC 照会アプリのアップデートをいう。

(2)「アップデートエラー」とは、本来、自動で行われる特定 DTC 照会アプリのアップデートが、何らかの理由により適切に行われず、特定 DTC 照会アプリを使用できない状態となることをいう。

## 2. 特定 DTC 照会アプリのアップデートエラーが発生した場合の特例措置

### (1) OBD 検査コールセンターへの連絡

指定自動車整備事業者は、特定 DTC 照会アプリのアップデートエラーが発生した場合には、機構が設置する OBD 検査コールセンター（以下単に「コールセンター」という。）に連絡し、解消方法等に関するガイダンスを受けることができる。

### (2) 特例措置の適用

コールセンターは、指定自動車整備事業者から（1）の連絡を受けた場合には、同日中は実施要領 2-1（3）の事象として特例措置を適用して差し支えない（即ち、同日中は警告灯により合否判定を行って差し支えない）ことを伝えるものとし、その結果連絡者から措置を適用する意思が確認された場合は、当該指定自動車整備事業者の名称、管轄運輸支局等、指定番号、連絡者名及び連絡先並びに連絡を受けた日時を記録した上で、機構が定める「特例番号」を伝えるものとする。

### (3) 特例措置を適用する場合の記録事項

指定自動車整備事業者は、機構から「特例番号」を受領した同日中は実施要領 2-1（3）の事象として特例措置を適用することができる。この場合において、特例措置を適用した場合の指定整備記録簿の記載等は、実施要領 4-2 に定めるところによるほか、「特例番号」を記載するものとする。

### (4) 同日中にアップデートエラーを解消できない場合の措置

指定自動車整備事業者は、コールセンターに連絡をした同日中にアップデートエラーが解消されなかった場合には、再度、コールセンターに連絡することにより、新たな「特例番号」を受領することができる。

### (5) コールセンター対応時間外の措置

コールセンターの対応時間外にアップデートエラーが発生し、解消される前に OBD 検査を実施する場合には、指定自動車整備事業者は、（1）から（3）までの規定にかかわらず、特例措置を適用することができる。この場合において、当該指定自動車整備事業者は、コールセンターの業務開始後速やかに、コールセンターへ連絡し、「特例番号」を受領するものとする。また、コールセンターに連絡したことを確認できる記録（別紙様式例を参照）を作成し、指定整備記録簿に添付し 2 年間保存するものとする。この場合、コールセンターへの連絡記録をもって指定整備記録簿へ「特例番号」の記載は不要とする。

## 3. 機構から国への情報提供

機構は、「特例番号」の交付状況について、毎月始めに前月分を国土交通本省へ情報提供するものとする。

別紙（様式例）

## コールセンターへの連絡記録

作成日：令和●年●月●日  
●●自動車整備工場

アップデートエラーが発生した日時

（記載例）

■ 令和●年●月●日 ●時●分

コールセンターに連絡した日時

（記載例）

■ 令和●年●月●日 ●時●分、●●（連絡者名）

■ 令和●年●月▲日 ▲時▲分、●●（連絡者名）

受領した特例番号

（記載例）

■ UD41-240625-11

■ UD41-240626-11

・

・

・

※特例番号を複数受領した場合は、受領した全ての特例番号を記載すること。

## 6-2 車両 ECU から読み出される車台番号等の取扱い

### ○車両 ECU から読み出される車台番号等の情報の取り扱いについて（周知依頼）（令和 6 年 5 月 23 日付事務連絡）

発出元 国土交通省 物流・自動車局 自動車整備課  
(独) 自動車技術総合機構 OBD 情報・技術センター  
発出先 (一社) 日本自動車整備振興会連合会

平素より自動車技術行政に御理解と御協力を賜り、御礼申し上げます。

車載式故障診断装置を活用した検査（OBD 検査）では、車両に検査用スキャンツールを接続し、(独) 自動車技術総合機構が管理する OBD 検査システムと通信することにより合否判定を行います。この際、車両 ECU に記録されている車台番号等の情報が読み出され、「特定 DTC 照会アプリ」の画面上に自動表示されます。（参考図参照）

この車両 ECU から読み出される車台番号等の情報は、自動車製作者等が車両 ECU に記録しているものであり、原則、OBD 検査対象車両の自動車検査証（車検証）に記載された車台番号と一致しますが、ごく稀に車台番号と異なる車両や車両 ECU に車台番号等の情報が記録されていない車両が存在します。

この点を含め、車両 ECU から読み出される車台番号等の情報と OBD 検査（OBD 確認含む）との関係性等を下記のとおり示しますので、貴会におかれましては、傘下会員へ周知いただきますようよろしくお願いいたします。

#### 記

#### 1. 車両 ECU から読み出される車台番号等の情報と車検証に記載された車台番号との関係

OBD 検査対象車であれば国産車、輸入車ともに車両 ECU に記録された車台番号等の情報と車検証に記載されている車台番号は基本的には一致する。

ただし、ごく稀に車検証に記載されている車台番号と車両 ECU に記録された車台番号等の情報が異なる車両や、車両 ECU に車台番号等の情報が記録されていない車両が存在する。

#### 2. 車両 ECU に記録されている車台番号等の情報と OBD 検査の関係

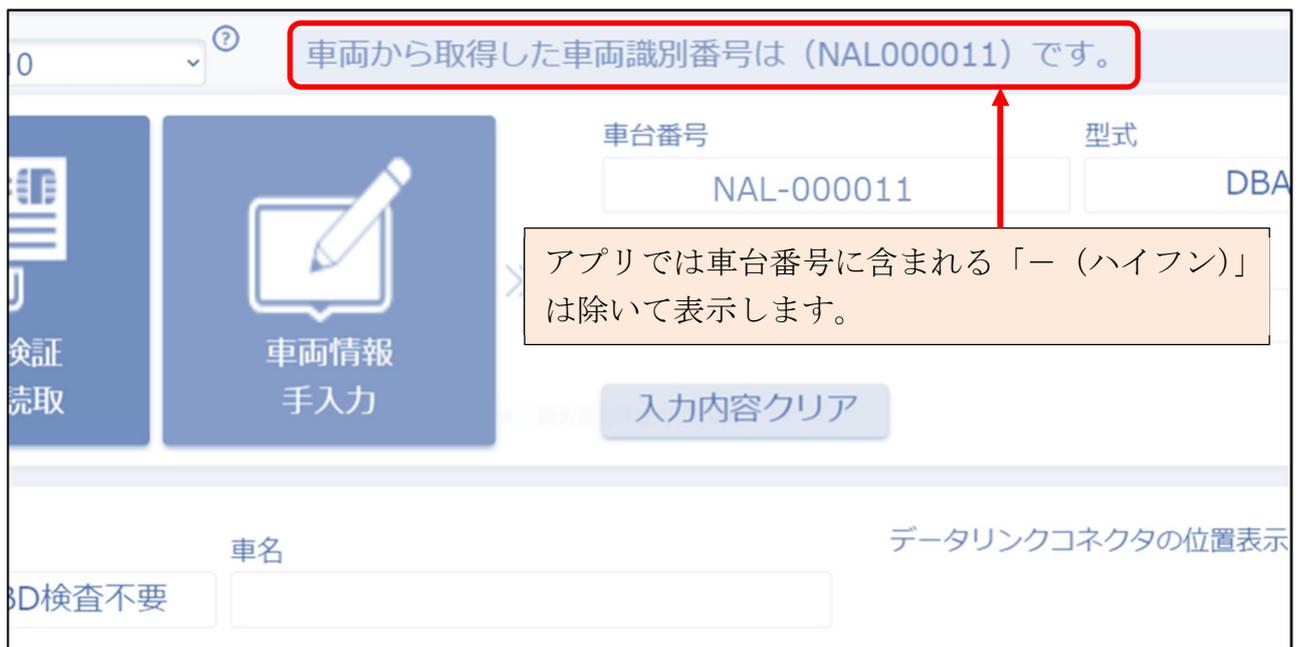
車検証に記載されている車台番号と車両 ECU に記録された車台番号等の情報の表記が異なる車両や車両 ECU に車台番号等の情報が記録されていない車両であっても、OBD 検査の合否には影響はない。

車検証に記載されている車台番号を真とし OBD 検査又は OBD 確認を行うこと。

### 3. 車検証に記載された車台番号と車両 ECU に記録された車台番号等の情報が一致しない車両の検査場における取扱い

認証工場において OBD 確認を行った車両については、原則、検査場における OBD 検査を省略することとしているが、OBD 確認時に車検証に基づき入力された車台番号と車両 ECU に記録された車台番号等の情報が一致しなかった車両については、これに拘わらず、念のため、検査場における OBD 検査を実施する。

(参考)「特定 DTC 照会アプリ」の画面に表示される車両 ECU から読み出された車台番号等の情報の例



## 6-3 Windows10 のサポート終了について

### ○Microsoft 社による Windows10 のサポート終了について（周知依頼）（令和 6 年 6 月 3 日付事務連絡）

発出元 国土交通省 物流・自動車局 自動車整備課  
(独) 自動車技術総合機構 OBD 情報・技術センター  
発出先 (一社) 日本自動車整備振興会連合会

平素より自動車技術行政の円滑な推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。  
車載式故障診断装置を活用した検査（OBD 検査）については、(独) 自動車技術総合機構が提供する OBD 検査システムを用いて OBD 検査を実施いただくこととなります。その際、当該システムの一つである特定 DTC 照会アプリの動作環境については、現状、Windows10 及び Windows11 において保証されているところです。

一方、Microsoft 社は、令和 7 年 10 月 14 日をもって Windows10 のサポートを終了する旨を発表しています。(独) 自動車技術総合機構では、当該サポート終了日をもって、ただちに Windows10 を搭載した端末への「特定 DTC 照会アプリ」の配布を停止することはないものの動作保証はできず、Microsoft 社による改修内容によっては、その影響を受けて、これらの端末で「特定 DTC 照会アプリ」等を使用できなくなる可能性があります。

つきましては、Windows10 のサポート終了日以降も OBD 検査の実施体制に影響が生じないよう、貴会におかれては、下記の点について傘下会員へ周知いただくとともに、貴会広報誌等にも掲載いただく等、幅広い周知へのご協力をよろしくお願いいたします。

#### 記

1. OBD 検査（OBD 確認）に Windows10 を搭載した端末を使用している場合、令和 7 年（2025 年）10 月 14 日までに OS を Windows11 へアップデートすることを推奨します。  
※ Microsoft 社は、Windows10 から Windows11 への無償アップデートを実施中(令和 6 年 5 月現在)
2. 新たに、OBD 検査用の端末を購入する場合には、OS が Windows11 であることを確認してください。

以上

## 6-4 関係諸団体への周知

### ○OBD 検査に係る諸費用について（周知依頼）（令和 6 年 7 月 30 日付事務連絡）

発出元 国土交通省 物流・自動車局 自動車整備課  
発出先 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会  
公益社団法人日本バス協会  
公益社団法人全日本トラック協会  
一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会  
一般社団法人全国個人タクシー協会  
一般社団法人日本自動車リース協会連合会  
一般社団法人全国レンタカー協会

平素より国土交通行政の推進に格別のご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）及び関係法令の規定により、令和 6 年 10 月 1 日（輸入車は令和 7 年 10 月 1 日）より、令和 3 年 10 月 1 日以降の新型車を対象に自動車の検査（車検）時に電子装置の故障の有無を判定するいわゆる「OBD 検査」が開始されます。

OBD 検査の実施及び OBD 検査により電子装置の故障が見つかった場合の修理・整備には、費用が発生します。

自動車特定整備事業者が設定する点検、整備及び検査の料金については、OBD 検査に係る諸費用も考慮されることとなりますので、その旨ご理解いただきますよう、会員企業に対し周知をお願いします。

なお、国土交通省では、自動車ユーザーに対して OBD 検査や故障の修理には費用がかかる旨を別添のチラシにより周知していることを申し添えます。

別添

新しいクルマに、新しい車検がはじまります

# クルマの電子装置の故障をみつけます

OBD 検査  
ポータルサイト



令和6年10月より、車検に「電子装置の検査」(OBD 検査)が追加されます

OBD 検査は、法令により義務付けられています

OBD 検査や故障が見つかった場合の修理には費用がかかります

OBD 検査・OBD 確認は検査場または国の指定・認証を受けた整備工場で



◀ OBD 検査の対象となる車は車検証の備考欄に「OBD 検査対象」と記載があります

※OBD 検査の対象となる車：令和3年10月(輸入車は令和4年10月)以降のフルモデルチェンジ車

## 『OBD 検査』についてよくある質問

### ☑ OBD 検査ってどうやるの？

自動車のコンピューター（OBD）に特別な診断機（検査用スキャンツール）を接続して電子装置の故障の有無を確認します

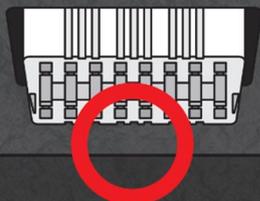


### ☑ 電子装置の故障が見つかった場合車検に通らないのですか

修理しなければ車検に通りません

### ☑ OBD 検査や故障の修理には費用がかかりますか

費用がかかります  
料金は車検を受ける整備工場にご確認ください



※差し込み口は運転席の右下または左下などにあります



### ⚠ 診断機の差し込み口

診断機の差し込み口に他の装置がつながっている車は検査できません  
車検前にとりはずしてください

## 6-5 OBD 検査の適切な実施について

### ○指定自動車整備事業におけるOBD検査の適切な実施について（令和6年9月26日付事務連絡）

発出元 国土交通省 物流・自動車局 自動車整備課 整備事業班長  
発出先 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会事業部長  
各地方運輸局自動車技術安全部整備（・保安）課長  
沖縄総合事務局運輸部車両安全課長

令和6年10月1日よりOBD検査が開始されることに伴い、OBD検査対象車にあつては指定自動車整備事業の完成検査においても検査用スキャンツールを使用してOBD検査を実施することとなること。

今後、完成検査を実施する場合には下記の注意点に留意し、OBD検査対象車については確実にOBD検査を実施していただくとともに、「自動車特定整備事業者等におけるOBD検査及びOBD確認の取扱方針について」（令和6年3月28日付け国自整第278号）により適切に取扱われたい。

つきましては、以下について傘下会員に対し周知方よろしくお願いいたします。

なお、各地方運輸局等あて別紙のとおり通知していることを申し添える。

#### 記

##### 1. 完成検査時の注意点

- ・自動車検査証等の備考欄に「OBD検査対象」と記載があるか確認すること。
- ・自動車検査証の備考欄等の「OBD検査開始年月日」を確認すること。

なお、確認の結果「OBD検査開始年月日」に至っている場合には、特定DTC照会アプリを使用してOBD検査要否の詳細確認を行うこと。

##### 2. OBD検査時の注意点

- ・特定DTC照会アプリは、「検査モード」で使用すること。
- ・検査車両と入力情報に相違がないこと。
- ・検査時は、「原動機ON」または「READY」で実施すること。

以上